

地基企第39号
平成27年10月1日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金
理事長 丸 山 淑 夫
(公 印 省 略)

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する
省令の施行について (通知)

標記について、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長から別添 (写し)
のとおり通知がありましたので、その施行に遺漏のないように願います。

総行安第 27 号
平成 27 年 9 月 30 日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公 印 省 略)

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号）の成立により、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の一部改正がされることに伴い、条ずれ（第 15 条の 6 から第 15 条の 7）が生じることから、地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正内容

規則第 1 条の 5 第 2 号中「第 15 条の 6」を「第 15 条の 7」に改める。

2 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部

安全厚生推進室公務災害補償係

担当： 田島係長、上田事務官、正木事務官

電話：03-5253-5560（直通）

○総務省令第八十号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行に伴い、及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第三項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

総務大臣 山本 早苗

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附 則

この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

○ 地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第一条の五 法第二条第三項ただし書の日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第一条の五 法第二条第三項ただし書の日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>三〇五 （略）</p>

○総務省令第八十号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行に伴い、及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第三項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

総務大臣 山本 早苗

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附 則

この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。